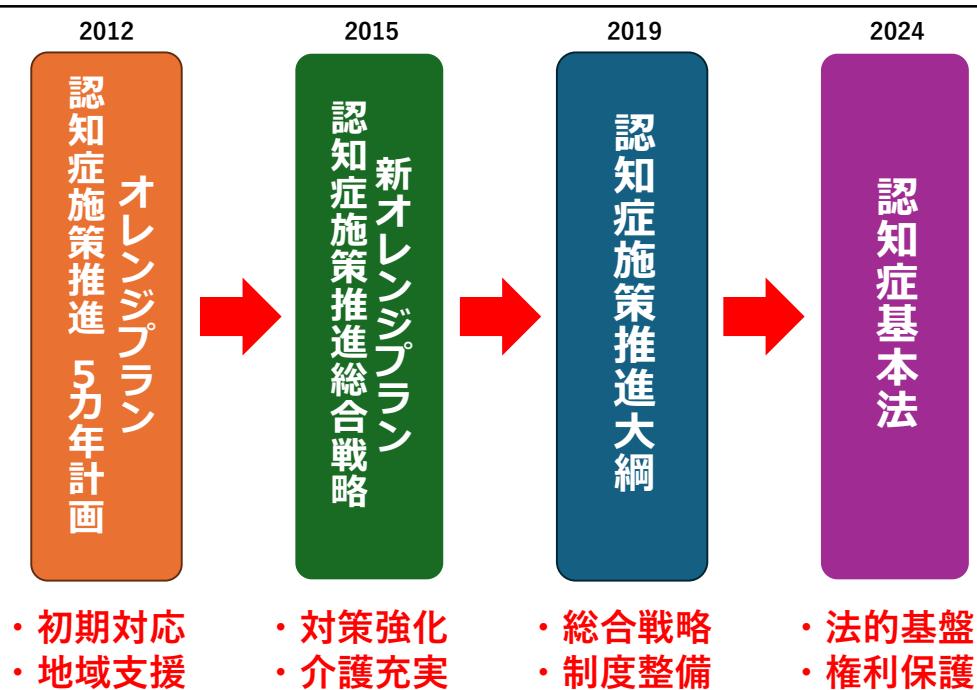


認知症基本法と 「新しい認知症観」

杉谷診療所
井上雅公
(認知症サポート医)



共生社会の実現を推進するための認知症基本法

- （目的）第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症である者（以下「認知症の人」という。）が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策（以下「認知症施策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下「共生社会」という。）の実現を推進することを目的とする。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

- （目的）第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症である者（以下「認知症の人」という。）が増加している現状等に鑑み、**認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らす**ことができるよう、認知症に関する施策（以下「認知症施策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた**国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会**（以下「共生社会」という。）の実現を推進することを目的とする。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進
⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進とともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制度上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5.基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に對し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥【相談体制の整備等】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立するがないようにするための施策

⑦【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及、等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

⑧【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6.認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

8つの基本的施策



① 国民の理解の増進

認知症への正しい知識と理解を社会全体で深め、誰もが尊重される文化を醸成します。

#正しい知識 #共生



② バリアフリー化の推進

物理的・社会的な障壁を取り除き、認知症の人が安全に安心して暮らせる地域を作ります。

#安全な地域 #障壁の除去



③ 社会参加の機会の確保

就労や地域活動など、本人の意欲や能力に応じた社会参加の機会を確保し、生きがいを支えます。

#生きがい #就労支援



④ 意思決定の支援

本人の意思が最大限尊重されるよう支援し、権利や財産が守られる仕組みを整えます。

#意思尊重 #権利擁護



⑤ 保健医療・福祉サービス

住み慣れた地域で、必要なサービスが受けられることなく、適切に受けられる体制を整備します。

#切れ目のない支援 #地域格差是正



⑥ 相談体制の整備

本人や家族が気軽に相談でき、孤立することのないよう、総合的な相談窓口を充実させます。

#孤立防止 #家族支援



⑦ 研究等の推進

予防、診断、治療、リハビリ、介護方法などの研究を進め、その成果を社会に還元します。

#研究開発 #成果の活用



⑧ 認知症の予防等

科学的知見に基づいた予防への取り組みを支援し、早期発見・診断・対応を推進します。

#予防 #早期発見



③ 社会参加の機会の確保

就労や地域活動など、本人の意欲や能力に応じた社会参加の機会を確保し、生きがいを支えます。

#生きがい #就労支援



④ 意思決定の支援

本人の意思が最大限尊重されるよう支援し、権利や財産が守られる仕組みを整えます。

#意思尊重 #権利擁護

新しい認知症観

「本人主体」の尊重

- ・病気ではなく、「一人の人間」として見る

「症状」の捉え方の転換

- ・「問題行動」から「思いの表現」へ

「強み」や「可能性」への着目

- ・失われたものではなく、残された力に光を当てる

「共生」と「社会参加」の重視

- ・隔離ではなく、社会の一員として共に生きる

「社会モデル」への転換

- ・個人の課題から、社会全体の課題へ

これまでの見方



「できなくなったこと」に注目
症状や課題が中心となり、失われた機能ばかりが強調される。



「保護・管理の対象」と見なす
本人の意思よりも、安全や管理が優先されがちになる。



社会からの孤立・役割の喪失
認知症になったことで、社会とのつながりや役割を失ってしまう。

これから見方 (共生)



「できること・強み」に注目
その人らしさや残された能力を活かし、可能性を信じる。



「希望をもって暮らす本人」が主役
本人の意思と選択を尊重し、自己決定を支援する。



社会の一員として参加・貢献
本人の意欲と能力に応じた役割や生きがいを持ち続けられる。

